

# 鳥取県町村総合事務組合特別職の職員の旅費等に関する条例

(昭和41年4月1日 条例第19号)

改正 昭和46年 2月19日条例第42号 昭和48年10月11日条例第 5号  
昭和51年 2月12日条例第 2号 昭和54年10月12日条例第 2号  
昭和61年 3月26日条例第 4号 平成 2年 6月12日条例第 2号  
平成19年 3月 1日条例第 6号 平成19年10月 3日条例第 9号  
平成20年 2月28日条例第 5号 平成29年 3月 1日条例第 5号  
令和 3年 6月26日条例第 5号

## (目的)

第1条 この条例は、この組合の議会の議員、管理者、監査委員等（以下「特別職の職員」という。）の旅費、費用弁償及び報酬について定めることを目的とする。

## (旅費)

第2条 特別職の職員が公務のため旅行するときは、第3条に規定するもののほか、6級の職務にある一般職の職員の例によって旅費を支給する。

第3条 特別職の職員に支給する鉄道賃、船賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料の定額は、別表のとおりとする。ただし、外国旅行の場合にあっては、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第2中の「7級以上の職務にある者」とみなし、これを準用する。

2 前項の規定による日当は、路程の長短にかかわらず定額を支給するものとする。

3 特別職の職員の旅費の計算については、当該職員の本務における在勤庁を在勤庁とみなす。

## (公用車を使用した場合の特例)

第3条の2 前2条の規定にかかわらず、特別職の職員が公務のための旅行に公用車を使用した場合においては、旅費のうち鉄道賃、船賃、車賃は支給しない。

## (費用弁償)

第4条 旅費のほか、特別職の職員が職務を行うため要した費用は弁償するものとする。

2 前条の規定により鉄道賃、船賃、車賃が支給されない場合における公用車を使用させたことによる費用の弁償については、公用車を所有する組合町村に車賃に相当する額及び次の各号に掲げる費用を弁償することができる。

(1) 高速道路使用料

(2) 自動車専用道路使用料

(3) 前各号に掲げる費用のほか、管理者が必要と認めるもの  
(報酬)

第5条 特別職の職員の報酬は、日額10,000円とし、その職務を行った日にその都度支給する。

(実施規定)

第6条 この条例の実施に関し、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則 (昭和41年条例第19号)

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則 (昭和46年条例第42号)

この条例は公布の日から施行し、昭和46年1月1日以後に出発する旅行から適用する。

附 則 (昭和48年条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日以後に出発する旅行から適用する。

附 則 (昭和51年条例第2号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和54年条例第2号)

この条例は公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年条例第2号)

この条例は、平成2年7月1日から施行する。

附 則 (平成19年条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年条例第9号)

この条例は、平成19年10月2日から施行する。

附 則 (平成20年条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、平成19年10月2日から適用する。

附 則 (平成29年条例第5号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年条例第5号）

この条例は、令和3年6月26日から施行する。

別表（第3条関係）

鉄道賃	船賃	車賃（1 キロメ ートル につき）	日当（1 日につ き）	宿泊料（1夜につき）		食卓料 （1夜 につき）
				県外	県内	
旅客運賃、急行 料金及び特別車 両料金（これら のものに対する 通行税を含む。） 並びに座席指定 料金	旅客運賃（旅客 運賃の等級を3 階級に区分する 船舶又は旅客運 賃を2階級に区 分する船舶によ る旅行の場合に は上級の旅客運 賃）、寝台料金及 び特別船室料金 （これらのもの に対する通行税 を含む。）並びに 座席指定料金	25 円	2,600 円	13,100 円	11,800 円	2,600 円